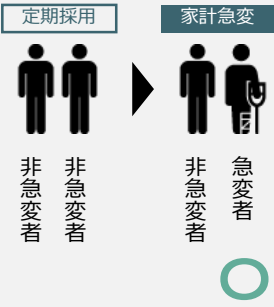
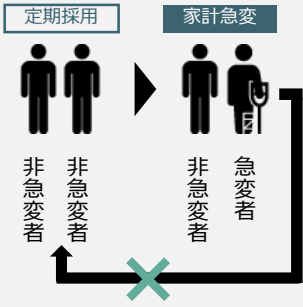

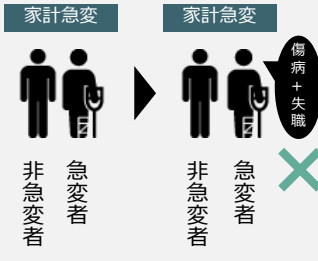


# 家計急変により 支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ

すでに給付奨学金の支給を受けていても、家計を急変させる特定の事由が生じた場合は、所定の手続きにより、支援区分の変更を申請することができます。

## 1. 対象と留意点

ケース	対象	留意点
定期採用等から 家計急変採用に 変更	<p>すでに定期採用等により 給付奨学金の支給を受けていても、 予期できない事由により家計が急変し た場合は、<b>家計急変採用の取扱いへと 変更</b>することができます。</p> 	<p>家計急変採用の取扱いに変更した後は、 <b>変更前の定期的な募集</b>（進学前の予約採用、 在学中の春と秋の募集）による採用者の取 扱いに戻ることはできません。</p> 
さらなる 家計急変に申請	<p>すでに家計急変採用により 給付奨学金の支給を受けていても、 もう一方の生計維持者が、 予期できない事由により家計が急変し た場合は、<b>家計急変者を追加申請</b> することができます。</p> 	<p>さらなる家計急変が認められた場合、 これまでの支援区分見直しスケジュールは リセットされます。 新しいスケジュールに基づき、「家計急変 現況届」を提出することになります。</p> <p>※すでに家計急変者として扱われている生 計維持者に新たな家計急変事由が発生した 場合は、“さらなる家計急変”の対象外です。</p> 

## 2. 「給付奨学金案内（家計急変採用）」を確認

募集時期や家計急変の事由・支給対象者の要件などは、通常の家計急変採用と同じです。「給付奨学金案内（家計急変採用）」を確認してください。



要確認ページ

第Ⅰ部	① 募集時期	② 対象期間（確認大学等）	③ 家計急変の事由
	④ 支給対象者の要件（基準）	⑥ 支給金額	⑦ 支給方法
第Ⅱ部	② 必要書類と提出先	3. 「家計急変事由に関する証明書類」 5. 「家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書」	
第Ⅲ部			



## 3. 申請方法

通常の家計急変採用とは異なり、所定の様式を提出します。

申請方法	通常の家計急変採用
提出書	給付奨学金（家計急変採用） 確認事項提出書
確認書	給付奨学金確認書
申請	スカラネットから 申し込み情報を入力
マイナンバー 関係書類	関係書類を機構に提出

- ・ 定期採用等から家計急変採用に変更
- ・ さらなる家計急変に申請

所定様式

提出不要

入力不要

提出不要

## 4. 申請手順

通常の家計急変採用と同様、その事由が発生したときから原則として3か月以内に申請する必要があります。なるべく早い時期に、在學校に相談し、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。

### （1）所定様式を受け取り、必要書類を準備

在學校から専用様式「家計急変による支援区分変更願」を受け取り、学生本人が記入・自署をしてください。また、その他の必要書類（家計急変の事由に対応する証明書類、収入に関する証明書類）を準備してください。

### （2）申込書類を學校へ提出

指定された期限までに、上記（1）で準備した必要書類を在學校へ提出してください。

注意！  
提出不要

スカラネット入力下書き用紙、給付奨学金確認書、マイナンバー関係書類  
※提出不要の書類を誤って提出した場合であっても、書類の返却はできません。

手続き完了

申請結果は、在學校を通じてお知らせします。